

要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

医薬品区分	定義及び解説																								
要指導医薬品	下記のイからニに掲げるもののうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであって、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものであり、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要なもの。 イ 再審査を終えていないダイレクト OTC ロ スイッチ直後品目 ハ 毒薬 ニ 劇薬																								
一般用医薬品	その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうちその使用に特に注意が必要なものとして厚生労働大臣が指定するもの及びその製造販売の承認の申請に際して法第14条第8項に該当するとされた医薬品であって当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの。(一般用医薬品の中で特にリスクが高い医薬品を指します。) その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品(第1類医薬品を除く。)であって厚生労働大臣が指定するもの。(一般用医薬品の中でリスクが比較的高い医薬品を指します。) 第2類医薬品の中で、特別な注意を要するものとして厚生労働大臣が指定するものを「指定第2類医薬品」として区別しています。 第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品。(一般用医薬品の中で比較的低リスクな医薬品を指します。)																								
要指導医薬品、一般用医薬品の定義及び解説	<p>(記載例)</p> <p>○要指導医薬品は、「要指導医薬品」の文字を記載し、枠で囲みます。</p> <p>○一般用医薬品は、リスク区分ごとに、「第1類医薬品」「第2類医薬品」「第3類医薬品」の文字を記載し、枠で囲みます。</p> <p>○指定第2類医薬品は、2の文字を○(丸枠)又は□(四角枠)で囲みます。</p> <p>*要指導医薬品、一般用医薬品の直接の容器又は直接の被包に記載します。また、直接の容器又は直接の被包の記載が外から見えない場合は、外部の容器又は外部の被包にも併せて記載します。</p>																								
要指導医薬品、一般用医薬品の表示に関する解説	<p>要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品については、それぞれ情報提供及び指導の義務に差があります。また、対応する専門家も下記のように決まっています。</p> <p>指定第2類医薬品の購入の際には、薬剤師又は登録販売者から禁忌の確認をさせていただきます。また、必要に応じて相談されることをお勧めします。</p> <p>登録販売者とは、都道府県の試験に合格した第2類医薬品及び第3類医薬品の販売を担う専門家です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>医薬品のリスク区分</th> <th>情報提供等</th> <th>相談があった場合の対応</th> <th>対応する専門家</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要指導医薬品</td> <td>書面で情報提供及び指導</td> <td>義務</td> <td>薬剤師</td> </tr> <tr> <td>第1類医薬品</td> <td>書面で情報提供</td> <td>義務</td> <td>薬剤師</td> </tr> <tr> <td>指定第2類医薬品</td> <td>情報提供は努力義務</td> <td>義務</td> <td>薬剤師又は登録販売者</td> </tr> <tr> <td>第2類医薬品</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3類医薬品</td> <td>法令上定めなし</td> <td>義務</td> <td>薬剤師又は登録販売者</td> </tr> </tbody> </table>	医薬品のリスク区分	情報提供等	相談があった場合の対応	対応する専門家	要指導医薬品	書面で情報提供及び指導	義務	薬剤師	第1類医薬品	書面で情報提供	義務	薬剤師	指定第2類医薬品	情報提供は努力義務	義務	薬剤師又は登録販売者	第2類医薬品				第3類医薬品	法令上定めなし	義務	薬剤師又は登録販売者
医薬品のリスク区分	情報提供等	相談があった場合の対応	対応する専門家																						
要指導医薬品	書面で情報提供及び指導	義務	薬剤師																						
第1類医薬品	書面で情報提供	義務	薬剤師																						
指定第2類医薬品	情報提供は努力義務	義務	薬剤師又は登録販売者																						
第2類医薬品																									
第3類医薬品	法令上定めなし	義務	薬剤師又は登録販売者																						
要指導医薬品、一般用医薬品の情報の提供及び指導等に関する解説、指定第2類医薬品の禁忌の確認・専門家への相談について																									
要指導医薬品の陳列等に関する解説	要指導医薬品は、要指導医薬品陳列区画のカウンター内部若しくは鍵をかけた陳列設備に陳列しています。																								
一般用医薬品の陳列に関する解説	第1類医薬品は、第1類医薬品陳列区画のカウンター内部若しくは鍵をかけた陳列設備に陳列しています。 指定第2類医薬品は、情報提供を行うための設備から7メートル以内の範囲に陳列しています。 第2類医薬品、第3類医薬品については、それぞれ区別して陳列棚に配置しています。																								
医薬品による健康被害の救済に関する制度の解説	<p>〔医薬品副作用被害救済制度〕</p> <p>医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用により、入院治療程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度です。救済の認定基準や手続きについては、下記にお問合せください。</p> <p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構 http://www.pmda.go.jp/index.html 0120-149-931 9:00~17:00(月~金 祝日・年末年始除く)</p>																								
個人情報の適正な取扱いを確保するための措置	医薬品に関する情報提供等で知り得た個人情報は、薬局内で適切に管理させていただき、第三者への提供等はいたしません。ただし、行政当局の要請等で報告の必要があると判断された場合には、情報を提供させていただく場合がございます。																								
苦情相談窓口	<p>所轄する保健福祉(環境)事務所又は保健所名: 下関保健所</p> <p>電話番号 083 - 231 - 1426 受付時間 9 : 00 ~ 17 : 15</p>																								

*法は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律を示します。

薬局の管理及び運営に関する事項

お客様へ

当薬局は、法に基づく医薬品の情報提供を適切に行うための構造設備及び販売体制を下記の通り整備しております。尚この提示は、法第9条の6によって義務付けられております。

- 許可区分：薬局
- 許可証の記載事項
 - ・薬局開設者名：株式会社クローバー春日薬局 代表取締役 宮井 俊介
 - ・薬局名：クローバー薬局 下関店
 - ・許可番号：第88100073号
 - ・許可年月日：令和7年6月30日
 - ・有効期間：令和7年7月15日から令和13年7月14日まで
 - ・所在地：山口県下関市富任町1-6-11
 - ・所轄自治体名：下関市
- 薬局管理者：氏名 (薬剤師) 中村直将
- 当該薬局に勤務する薬剤師・登録販売者の別、氏名、担当業務
 - a 薬剤師：氏名 中村直将・阿部恵介
担当業務 調剤・販売
 - b 登録販売者(従事した期間が2年以上)
氏名
担当業務
 - c 登録販売者(従事した期間が2年未満)
氏名
担当業務
- 取り扱う医薬品の区分
 - 要指導医薬品 第1類医薬品 指定第2類医薬品
 - 第2類医薬品 第3類医薬品
- 勤務者の名札等による区別
 - ・薬剤師は白衣を着用し「薬剤師」と書いた名札をつけています。
 - ・登録販売者は「登録販売者」(従事した期間が2年未満のものは名札に「研修中」と記載)と書いた名札を付けています。
- ①営業時間での相談対応時間及び連絡先
 - ・平日：9:00～18:00
 - ・定休日：日・祝
 - ・連絡先：083-250-5277
- ②営業時間外での相談対応時間及び連絡先
 - ・18:00～9:00
 - ・連絡先：083-250-5277(転送)
- ③営業時間外で医薬品の購入又は譲り受けの申し込みを受理する時間
 - ・
 - ・
 - ・
- 緊急時における連絡先
 - ・連絡先：083-250-5277(転送)

*法は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律を示します。

安心して薬局サービスを受けていただくために
(お知らせ)

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護の取扱いに関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に掲げる事項です。

個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

《皆様の個人情報の利用目的》

- 当薬局における調剤サービスの提供
- 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握(副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など)
- 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- 病院、診療所などからの照会への回答
- 家族などへの薬に関する説明
- 医療保険・介護保険等の請求事務(審査支払機関への調剤報酬明細書(レセプト)の提出、審査支払機関又は保険者への照会、審査支払機関または保険者からの照会への回答など)
- オンライン資格確認等システムや電子処方箋管理サービス等を通じて取得した診療情報・薬剤情報等の閲覧および調剤・服薬指導等への活用
- 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など
- 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当薬局内で行う症例研究
- 当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- その他の利用目的

個人情報保護に関する基本方針

1. 基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」(以下、「個人情報保護法」)および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(個人情報保護委員会・厚生労働省策定。以下、「ガイダンス」)を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

2. 具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- (1) 個人情報保護法およびガイダンスをはじめ、関連する法令を遵守します。
- (2) 個人情報の取扱いに関するルール(運用管理規定)を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- (3) 個人情報の適切な保管のために個人情報保護法及びガイダンスに沿って安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- (4) 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- (5) 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- (6) 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- (7) 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

3. 相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- (1) 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- (2) 個人情報・第三者提供記録の開示、訂正、利用停止など(法令により応じられない場合を除く)
- (3) 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- (4) その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

※ 個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、本人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要があります。

株式会社クローバー春日薬局	
開設者	: 宮井 俊介
個人情報取扱責任者	: 宮井 俊介
(お問い合わせ先)	: 〒 816-0863 福岡県春日市須玖南4-31
電話番号	: 092-586-5819
ファクシミリ	: 092-586-5829
ホームページ	: http://cloverph.jp/
Eメール	: info@cloverph.jp

当薬局の行っているサービス内容について

下記表中の点数は全て1点=10円です。

1・調剤基本料に関する事項	
調剤基本料 (47/30/25/20/37/5/3点)	保険薬局の基本となる点数であり、処方箋を受け付けた場合に、施設の体制等に応じて所定の点数を算定します。
2・薬剤調製料に関する事項	
薬剤調製料 (内服薬:24点、外用薬:21点、外用薬:10点など)	処方箋に基づき、患者さん一人ひとりに合わせて正確にお薬を調製(計量、混合など)した場合に、お薬の種類や日数に応じて所定の点数を算定します。
3・調剤管理料及び服薬管理指導料等に関する事項	
調剤管理料 (10/60点)	お薬手帳等により患者さんの医薬品等に係る情報を把握するとともに、処方された薬剤について患者さん又はその家族等から服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行った上で、薬剤服用歴への記録や疑義照会、その他の管理を行います。
服薬管理指導料 (45/59点)	患者さんごとに作成した薬剤服用歴(薬歴)に基づき、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する説明、後発医薬品やバイオ後続品に関する情報を薬剤情報提供文書により提供し、薬剤の服用に関して患者さんの理解や必要な指導を対面又は情報通信機器を用いて行っています。また、必要に応じてお薬の交付後も継続的に服薬管理を行います。
4・地域支援・医薬品供給対応体制加算に関する事項	
地域支援・医薬品供給対応体制加算 (27/37/59/67点)	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして地方厚生局長等に届出した保険薬局において調剤した場合、当該基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。
5・連携強化加算に関する事項	
連携強化加算 (5点)	他の保険薬局、保険医療機関及び都道府県等との連携により、災害又は新興感染症の発生等の非常時に必要な体制が整備されている保険薬局において、調剤した場合に所定の点数を加算します。
6・バイオ後続品調剤体制加算に関する事項	
バイオ後続品調剤体制加算 (50点)	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして地方厚生局長等に届出した保険薬局において、バイオ後続品を調剤した場合、所定の点数を加算します。
7・電子的調剤情報連携体制整備加算に関する事項	
電子的調剤情報連携体制整備加算 (8点)	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして地方厚生局長等に届出した保険薬局において、調剤した場合に月1回に限り所定の点数を加算します。
8・在宅薬学総合体制加算に関する事項	
在宅薬学総合体制加算 (30/50/100点)	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして地方厚生局長等に届出した保険薬局において、在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定している患者さんの処方せんを調剤した場合に所定の点数を加算します。
9・無菌製剤処理加算に関する事項	
無菌製剤処理加算 (69/79点)	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして地方厚生局長等に届出した保険薬局において、1日につき所定の点数を加算します。
10・在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項	
在宅患者訪問薬剤管理指導料 1: 単一建物診療患者が1人の場合 (650点/回) 2: 単一建物診療患者が2~9人以下の場合 (320点/回) 3: 1及び2以外の場合 (290点/回)	あらかじめ在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅で療養を行っている患者さんであって通院が困難なものに対して、医師の指示に基づき、保険薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、患者を訪問して、薬学的管理及び指導を行い、患者さん又はその家族等に対して必要な指導等を行った場合に、単一建物診療患者の人数に応じて所定の点数を算定します。
11・調剤ベースアップ評価料に関する事項	
調剤ベースアップ評価料 (4点 ※令和9年6月以降は8点)	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして地方厚生局長等に届出した保険薬局において、薬局で勤務する従業員の継続的な賃金改善を図るため、処方箋を受け付けた場合に、1回につき所定の点数を算定します。
12・調剤物価対応料に関する事項	
調剤物価対応料 (1点 ※令和9年6月以降は2点)	物価高騰に対応し、地域の医薬品供給拠点としての体制を維持するため、処方箋を受け付けた場合に、3月に1回に限り所定の点数を算定します。
13・特定薬剤管理指導加算に関する事項	
特定薬剤管理指導加算 (5/10/100点)	抗悪性腫瘍剤や糖尿病用剤、血液凝固阻害剤など、特に安全管理が必要なお薬(ハイリスク薬)が処方された患者さんや、お薬の選択に際して重要な説明を行った患者さんに対して、これまでの服用歴等を踏まえた詳しい確認や適切な指導等を行った場合、又は電話等でも副作用の状況等を確認し医療機関へ文書で報告した場合などに、所定の点数を加算します。

当薬局は厚生労働大臣が定める施設基準を満たしている保険薬局です

- どの保険医療機関の処方箋でも応じます。
- 調剤基本料【1】の施設基準に該当します。
- 1200品目以上の医療用医薬品を揃えています。
- 地域における医薬品の安定供給を確保するために必要な体制を有しています。
- 調剤した後発医薬品の数量割合が85%以上の実績を有しています。
- 地域の保険医療機関又は保険薬局に対して在庫状況を共有し、医薬品を分譲した実績を有しています。
- 医薬品と衛生材料を供給する体制を整えています。
- 麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことが可能です。
- 取り扱う医薬品に係る情報提供体制を有しています。
- 平日は1日8時間以上、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日には一定時間以上開局し、かつ、週45時間以上開局しています。
- 休日、夜間を含む開局時間外において調剤および在宅業務に対応できる体制を整えています。
- 休日、夜間を含む開局時間外の患者さんからの相談に対する応対体制を整えています。
- 地域の行政機関、保健医療機関、訪問看護ステーション及び福祉関係者等に対して、急変時等の開局時間外における在宅業務に対応できる体制に係る周知を自局及び同一グループ、または地域の行政機関や薬剤師会等を通じて十分に行っています。
- 診療所又は病院及び訪問看護ステーションと円滑な連携を行っています。
- 保健医療・福祉サービス担当者との連携体制を整えています。
- 在宅で療養されている患者さん宅を訪問して服薬指導等を年間【24・48】回以上行った実績を有しています。
- 在宅業務に関する研修(認知症・緩和医療・ターミナルケア)を実施し、学会等に参加しています。
- シニアポッド事例の把握・取集を行っています。
- 医療安全に資する取組実績の報告を行っています。
- 副作用報告に係る手順書の整備をしています。
- かかりつけ薬剤師の服薬管理指導を行う際の届出を行っています。
- 患者さんごとに作成した薬剤服用歴(薬歴)に基づき、服用する医療用医薬品以外の医薬品に関するものを含め、必要な薬学的管理を行い、服用方法を適切に指導を行います。
- 管理薬剤師は薬局経験5年以上かつ当該薬局在籍1年以上です。
- 勤務薬剤師の研修計画を作成し、学会発表などを推奨しています。
- 患者さんのプライバシーに配慮した設備、構造であり、椅子に座った状態で服薬指導が可能です。
- 一般用医薬品及び要指導医薬品等(基本的な48薬別計)を取り扱っています。
- 一般用医薬品の販売とともに、健康相談や健康教室を実施し、生活習慣の改善や疾病の予防に資する取組を行い、必要に応じて医療機関への紹介を行っています。
- 緊急搬送時の調剤又は販売を含む女性の健康に係る相談に対して適切に必要・対応し、調剤を行う体制を整えています。
- 敷地内は禁煙とし、たばこ及び喫煙器具を販売していません。
- セルフメディケーション関連機器を3つ以上設置しています。
- 薬事承認済の研究試薬・検査サービスを提供していません。
- 時間外等及び夜間・休日等の対応実績を有しています。
- 所業の調剤実績を有しています。
- 調剤時感染予防及び薬学的有害事象等防止の取組実績を有しています。
- かかりつけ薬剤師による一元的・継続的な服薬管理指導の実績を有しています。
- 外来医薬品支障料1の算定実績を有しています。
- 7種の調剤支援業務の算定実績を有しています。
- 単一建物診療患者(居住者)が1人の場合の訪問薬剤指導実績が240回以上かつその割合が2割以上です。
- 単一建物診療患者(居住者)が1人の場合の訪問薬剤指導実績が480回以上かつその割合が1割以上です。
- 医療用医薬品について、注射剤1品目以上を含む6品目以上を備蓄し、必要な薬剤及び指導を行うことができます。
- 無菌室、クリーンベンチまたは安全キャビネットの設備を備え、注射薬等の無菌調製が可能です。
- 服薬指導等提供料の算定実績を有しています。
- 小児特定加算の算定実績を有しています。
- 研修認定を取得した保険薬剤師が地域の他職種と連携する会議に出席しています。
- 「第二種指定特定医療機関」として都道府県知事の指定を受けた保険薬局です。
- 新型コロナウイルス感染症発生時における必要となる体制を整えています。
- 災害の発生時における必要となる体制を整えています。
- 災害の被災状況に応じた対応を習得する研修を薬局内で実施しています。
- 災害や新興感染症発生時における薬局の体制や対応について手順書を作成し、職員で共有しています。
- 災害や新興感染症発生時等において対応可能な体制を確保していることについて、ホームページ等で告知しています。
- オンライン服薬指導を実施する体制があります。
- 要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キットを販売しています。
- 直近1年間において訪問薬剤指導の医療用医薬品に関する算定回数合計が10回/年以上の実績があります。
- 直近1年間において無菌室付調剤の算定回数が1回/年以上の実績があります。
- 在宅訪問薬剤管理指導に係る小児特定加算及び乳幼児加算の算定回数が6回以上/年の実績があります。
- 常勤職員で3名以上の保険薬剤師が勤務しており、開局時間中は原則2名以上の薬剤師が常駐しています。
- 電子情報処理機器の使用による請求を行っています。
- オンライン資格確認システムを活用して調剤等を実施できる体制を有しています。
- 電子処方箋を受け付ける体制を有しています。
- 電磁的記録による開局履歴及び薬剤服用歴の管理の体制を有しています。
- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しています。
- サイバーセキュリティの確保のために必要な措置を取っています。
- 高度管理医療機器の販売業の許可を受けています。
- バイオ医薬品の適切な保管及び患者さんへの適切な説明が可能であり、バイオ後続品の調剤を行うにつき必要な体制を整えています。

「個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方を含め、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行します。明細書には、調剤した薬剤の名称等が記載されますので、ご家族等の代理の方への発行も含めて、明細書の発行をご希望されない方は、窓口にてその旨お申し出ください。

訪問薬剤管理指導の届出を行っている旨の掲示

当薬局の行っている訪問薬剤管理指導について

点数は全て1点=10円です。計算例)10点=100円(3割負担の方は30円、1割負担の方は10円の負担です)

調剤報酬点数表(令和8年6月1日施行)

項目	届出	主な要件・算定上限	点数
調剤基本料	処方箋受付1回につき	注1)1割負担50%以下、注2)50%で算定し、注3)異なる保険医療機関の処方箋が2点以降の場合、1割負担50%、注4)20%で算定	47点
①調剤基本料1	〇	注1)以外、または注2)の適用が認められる地域に所在する保険薬局 注2) 1. 100品目以上の医療用医薬品を揃えていること 2. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 3. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 4. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 5. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 6. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 7. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 8. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 9. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 10. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 11. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 12. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 13. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 14. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 15. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 16. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 17. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 18. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 19. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 20. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 21. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 22. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 23. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 24. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 25. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 26. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 27. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 28. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 29. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 30. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 31. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 32. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 33. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 34. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 35. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 36. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 37. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 38. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 39. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 40. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 41. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 42. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 43. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 44. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 45. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 46. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 47. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 48. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 49. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 50. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 51. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 52. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 53. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 54. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 55. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 56. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 57. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 58. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 59. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 60. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 61. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 62. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 63. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 64. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 65. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 66. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 67. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 68. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 69. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 70. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 71. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 72. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 73. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 74. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 75. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 76. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 77. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 78. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 79. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 80. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 81. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 82. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 83. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 84. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 85. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 86. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 87. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 88. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 89. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 90. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 91. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 92. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 93. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 94. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 95. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 96. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 97. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 98. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 99. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること 100. 1. 4. 000品目以上の医療用医薬品を揃えていること	

第2節 薬学管理料

項目	届出	主な要件・算定上限	点数
調剤管理料	処方箋受付1回につき	調剤管理料の記録・管理	10点
①調剤管理料	〇	調剤管理料の記録・管理	10点
服薬管理指導料	処方箋受付1回につき	服薬管理指導料の記録・管理	45点
①服薬管理指導料	〇	服薬管理指導料の記録・管理	45点
地域支援・医薬品供給対応体制加算	処方箋受付1回につき	地域支援・医薬品供給対応体制加算	27点
①地域支援・医薬品供給対応体制加算	〇	地域支援・医薬品供給対応体制加算	27点
連携強化加算	処方箋受付1回につき	連携強化加算	5点
①連携強化加算	〇	連携強化加算	5点
バイオ後続品調剤体制加算	処方箋受付1回につき	バイオ後続品調剤体制加算	50点
①バイオ後続品調剤体制加算	〇	バイオ後続品調剤体制加算	50点
電子的調剤情報連携体制整備加算	処方箋受付1回につき	電子的調剤情報連携体制整備加算	8点
①電子的調剤情報連携体制整備加算	〇	電子的調剤情報連携体制整備加算	8点
在宅薬学総合体制加算	処方箋受付1回につき	在宅薬学総合体制加算	30点
①在宅薬学総合体制加算	〇	在宅薬学総合体制加算	30点
無菌製剤処理加算	処方箋受付1回につき	無菌製剤処理加算	69点
①無菌製剤処理加算	〇	無菌製剤処理加算	69点
訪問薬剤管理指導料	処方箋受付1回につき	訪問薬剤管理指導料	650点
①訪問薬剤管理指導料	〇	訪問薬剤管理指導料	650点
調剤ベースアップ評価料	処方箋受付1回につき	調剤ベースアップ評価料	4点
①調剤ベースアップ評価料	〇	調剤ベースアップ評価料	4点
調剤物価対応料	処方箋受付1回につき	調剤物価対応料	1点
①調剤物価対応料	〇	調剤物価対応料	1点
特定薬剤管理指導加算	処方箋受付1回につき	特定薬剤管理指導加算	5点
①特定薬剤管理指導加算	〇	特定薬剤管理指導加算	5点

項目	届出	主な要件・算定上限	点数
個人受給者証	処方箋受付1回につき	個人受給者証	30点
①個人受給者証	〇	個人受給者証	30点
かかりつけ薬剤師フォローアップ加算	処方箋受付1回につき	かかりつけ薬剤師フォローアップ加算	50点
①かかりつけ薬剤師フォローアップ加算	〇	かかりつけ薬剤師フォローアップ加算	50点
かかりつけ薬剤師の記録・管理	処方箋受付1回につき	かかりつけ薬剤師の記録・管理	230点
①かかりつけ薬剤師の記録・管理	〇	かかりつけ薬剤師の記録・管理	230点
服薬指導加算(1割負担)	処方箋受付1回につき	服薬指導加算(1割負担)	130点
①服薬指導加算(1割負担)	〇	服薬指導加算(1割負担)	130点
外来調剤加算料1	処方箋受付1回につき	外来調剤加算料1	180点
①外来調剤加算料1	〇	外来調剤加算料1	180点
外来調剤加算料2	処方箋受付1回につき	外来調剤加算料2	431点
①外来調剤加算料2	〇	外来調剤加算料2	431点
調剤管理料	処方箋受付1回につき	調剤管理料	10点
①調剤管理料	〇	調剤管理料	10点
服薬管理指導料	処方箋受付1回につき	服薬管理指導料	45点
①服薬管理指導料	〇	服薬管理指導料	45点
地域支援・医薬品供給対応体制加算	処方箋受付1回につき	地域支援・医薬品供給対応体制加算	27点
①地域支援・医薬品供給対応体制加算	〇	地域支援・医薬品供給対応体制加算	27点
連携強化加算	処方箋受付1回につき	連携強化加算	5点
①連携強化加算	〇	連携強化加算	5点
バイオ後続品調剤体制加算	処方箋受付1回につき	バイオ後続品調剤体制加算	50点
①バイオ後続品調剤体制加算	〇	バイオ後続品調剤体制加算	50点
電子的調剤情報連携体制整備加算	処方箋受付1回につき	電子的調剤情報連携体制整備加算	8点
①電子的調剤情報連携体制整備加算	〇	電子的調剤情報連携体制整備加算	8点
在宅薬学総合体制加算	処方箋受付1回につき	在宅薬学総合体制加算	30点
①在宅薬学総合体制加算	〇	在宅薬学総合体制加算	30点
無菌製剤処理加算	処方箋受付1回につき	無菌製剤処理加算	69点
①無菌製剤処理加算	〇	無菌製剤処理加算	69点
訪問薬剤管理指導料	処方箋受付1回につき	訪問薬剤管理指導料	650点
①訪問薬剤管理指導料	〇	訪問薬剤管理指導料	650点
調剤ベースアップ評価料	処方箋受付1回につき	調剤ベースアップ評価料	4点
①調剤ベースアップ評価料	〇	調剤ベースアップ評価料	4点
調剤物価対応料	処方箋受付1回につき	調剤物価対応料	1点
①調剤物価対応料	〇	調剤物価対応料	1点
特定薬剤管理指導加算	処方箋受付1回につき	特定薬剤管理指導加算	5点
①特定薬剤管理指導加算	〇	特定薬剤管理指導加算	5点

第3節 薬剤料

項目	届出	主な要件	点数
処方箋受付料	処方箋受付1回につき	処方箋受付料	1点
①処方箋受付料	〇	処方箋受付料	1点
調剤管理料	処方箋受付1回につき	調剤管理料	10点
①調剤管理料	〇	調剤管理料	10点
服薬管理指導料	処方箋受付1回につき	服薬管理指導料	45点
①服薬管理指導料	〇	服薬管理指導料	45点

第4節 特定保険医療材料

項目	届出	主な要件	点数
特定保険医療材料	処方箋受付1回につき	特定保険医療材料	100点
①特定保険医療材料	〇	特定保険医療材料	100点

第5節 その他

項目	届出	主な要件	点数
調剤ベースアップ評価料	処方箋受付1回につき	調剤ベースアップ評価料	4点
①調剤ベースアップ評価料	〇	調剤ベースアップ評価料	4点
調剤物価対応料	処方箋受付1回につき	調剤物価対応料	1点
①調剤物価対応料	〇	調剤物価対応料	1点

介護報酬(令和6年6月1日施行)

項目	届出	主な要件・算定上限	単位数
介護報酬	処方箋受付1回につき	介護報酬	518単位
①介護報酬	〇	介護報酬	518単位
調剤管理料	処方箋受付1回につき	調剤管理料	10単位
①調剤管理料	〇	調剤管理料	10単位
服薬管理指導料	処方箋受付1回につき	服薬管理指導料	45単位
①服薬管理指導料	〇	服薬管理指導料	45単位
地域支援・医薬品供給対応体制加算	処方箋受付1回につき	地域支援・医薬品供給対応体制加算	27単位
①地域支援・医薬品供給対応体制加算	〇	地域支援・医薬品供給対応体制加算	27単位
連携強化加算	処方箋受付1回につき	連携強化加算	5単位
①連携強化加算	〇	連携強化加算	5単位
バイオ後続品調剤体制加算	処方箋受付1回につき	バイオ後続品調剤体制加算	50単位
①バイオ後続品調剤体制加算	〇	バイオ後続品調剤体制加算	50単位
電子的調剤情報連携体制整備加算	処方箋受付1回につき	電子的調剤情報連携体制整備加算	8単位
①電子的調剤情報連携体制整備加算	〇	電子的調剤情報連携体制整備加算	8単位
在宅薬学総合体制加算	処方箋受付1回につき	在宅薬学総合体制加算	30単位
①在宅薬学総合体制加算	〇	在宅薬学総合体制加算	30単位
無菌製剤処理加算	処方箋受付1回につき	無菌製剤処理加算	69単位
①無菌製剤処理加算	〇	無菌製剤処理加算	69単位
訪問薬剤管理指導料	処方箋受付1回につき	訪問薬剤管理指導料	650単位
①訪問薬剤管理指導料	〇	訪問薬剤管理指導料	650単位
調剤ベースアップ評価料	処方箋受付1回につき	調剤ベースアップ評価料	4単位
①調剤ベースアップ評価料	〇	調剤ベースアップ評価料	4単位
調剤物価対応料	処方箋受付1回につき	調剤物価対応料	1単位
①調剤物価対応料	〇	調剤物価対応料	1単位
特定薬剤管理指導加算	処方箋受付1回につき	特定薬剤管理指導加算	5単位
①特定薬剤管理指導加算	〇	特定薬剤管理指導加算	5単位

開局時間

平日 9:00 ~ 18:00
水曜日 9:00 ~ 13:00
＜夜間・休日等加算の対象時間＞
平日 19:00 ~ 8:00
土曜日 13:00 ~ 8:00

※日曜日及び国民の祝日、1月2日、3日、12月29日、30日、31日も対象になります。
◎後発医薬品(ジェネリック医薬品)およびバイオ後続品(バイオシミュラ)をご希望の方は、お気軽にご相談ください。
◎医師の指示等があるときは、在宅で療養されている患者さん宅を訪問して服薬指導等を行います。詳しくはご相談ください。

指定居宅療養管理指導事業者 運営規程

(事業の目的)

第1条

1. クローバー 薬局（指定居宅サービス事業者：以下、「当薬局」という）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方箋に基づき薬剤師の訪問を必要と認められた利用者に対し、当薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

1. 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条

1. 従業者について
 - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
 - ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、当薬局の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方箋の指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および介護支援専門員、必要に応じて他のサービス事業者に報告する。また、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合や、居宅介護支援事業者等から求めがあった場合は、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供または助言を行う。

(営業日および営業時間)

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（12月30日～1月3日）を除く。
2. 通常、平日の9：00～18：00、水曜日の9：00～13：00とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は、 下関市 の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・処方箋による調剤（患者さんの状態に合わせた調剤上の工夫）
 - ・薬剤服用歴の管理
 - ・薬剤等の居宅への配送
 - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・患者さんの住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）
 - ・情報通信機器を用いた居宅療養管理指導等の実施（必要かつ適切と認められる場合）

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。

・片道	～	km	円
・片道	～	km	円
・片道	～	km超	円

(緊急時等における対応方法)

第9条

1. 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。
2. 災害や新興感染症の発生時等においては、あらかじめ作成した業務継続計画（BCP）等の手順に基づき、関係機関と連携して必要な対応及びサービスの継続に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

1. 当薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、当薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は 2025 年 6 月 1 日より施行する。

介護保険サービス提供事業者としての掲示

当事業者の介護保険に関する取扱いは以下のとおりです。

1. 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

2. 営業日および営業時間

平日： 9 : 00 ～ 18 : 00

水曜日： 9 : 00 ～ 13 : 00

休 み： 日・祝日・お盆・年末年始

※なお緊急時は上記の限りではありません。

3. 利用料金

	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
単一建物居住者が1人	518円/回	1,036円/回	1,554円/回
単一建物居住者が2～9人	379円/回	758円/回	1,137円/回
単一建物居住者が10人以上	342円/回	684円/回	1,026円/回
情報通信機器を用いる場合	46円/回	92円/回	138円/回

※麻薬の薬剤管理の必要な方は、上記に1割負担の方は100円、2割負担の方は200円、3割負担の方は300円が加算されます。

※別に規定される地域等に所在する事業所がサービスを実施した場合、上記に100分の10又は15が加算されます。

※別に規定される地域等に居住する方へサービスを実施した場合、上記に100分の5が加算されます。

4. 苦情相談窓口

山口県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

(電話：083-995-1010)

所轄の介護保険担当窓口〔 下関市役所 介護保険課 〕

(電話：083 - 231 - 1162 FAX：083 - 231 - 2743)

療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いに関する 掲示義務等

<在宅医療に係る交通費>

患者への移動に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。

なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。

・片道	0～2km	100円
・片道	2～10km	200円
・片道	10km超	300円

<薬剤の容器代>

容器1個につき 50円を徴収

<患者へ調剤した医薬品の持参料>

患者さんの都合・希望に基づく医薬品の持参料 0円

<希望に基づく甘味剤等の添加>

(治療上の必要性がなく、問題がない場合)

1製剤につき 0円

<希望に基づく一包化> ※服用時点ごとにまとめてパックする事

(治療上の必要性がなく、問題がない場合)

1週間分につき 340円

<希望に基づく服薬カレンダー・服薬BOX>

(日付、曜日、服用時点等の別に薬剤を整理することができる資材の提供)

希望により注文販売します 110～ 円位
(商品により異なります)

<情報通信機器を用いた服薬指導（オンライン服薬指導）>

通信環境の運用に要する費用 円

医薬品等を患者さんに配送する際に要する費用 円

山口県知事指定介護保険事業所

番号： 第 3540144320 号

薬局名： クローバー薬局 下関店

住所： 山口県下関市富任町1丁目6番11号

TEL： 083-250-5277

管理薬剤師： 中村 直将

開設者： 宮井 俊介